

徳島市監査委員告示第6号

令和7年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりだったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年2月2日

徳島市監査委員 笠井寿範
同 藤原晃
同 須見矩明
同 藤田真由美

財政発第142号
令和8年1月20日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良

令和7年度定期監査結果（令和7年12月1日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

財政部 財政課

指摘事項	<p>1 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・財務会計システム等賃貸借契約に基づく賃貸借料の支出 契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日 令和7年度支出負担行為額：13,483,000円 令和7年度分の支出について部長決裁としており、決裁権者は適正であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。 予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	<p>支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者への協議が行われていなかった原因は、決裁権者等の確認不足によるものであり、速やかに協議を完了しました。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況について文書で課内共有のうえ、注意喚起を行います。これにより、今後は、規則に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、決裁の協議完了時には起案者が決裁権者の整合性を再確認することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

財政部 財産管理活用課

指摘事項	<p>2 決裁書に支払方法を資金前渡とする旨及び前渡を受ける職氏名の記載がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・運転経歴証明書の交付申請について 資金前渡は支出の特例であるため、決裁書に「資金前渡」とする旨及び「前渡を受ける職氏名」について明確にする必要がある。 <p>令和4年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。</p>
措置状況	<p>本件については、予算執行伺書兼支出負担行為書の作成において、支払方法に関する事項を明記すべきところ、事務担当者及び決裁権者の認識不足、確認不足により記載のないまま事務処理を行ったものです。</p> <p>さらに、前回の定期監査における指摘についても、現任者に指摘内容の引継ぎができていなかったため、再発に至ったものです。</p> <p>当該文書については、直ちに「資金前渡」である旨と、「前渡を受ける職氏名」を記載し、是正いたしました。</p> <p>また、今回の事例及び適正な事務処理について、文書システムで課員全員に供覧することにより、課内で共有を図るとともに、指摘事項の引継資料を作成し、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

財政部 財産管理活用課

指摘事項	<p>3 カーナビ付き公用車において、放送受信契約を締結していないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・自動車リース契約 <p>リース契約で借り受けている電気自動車2台について、テレビ受信機能が付いたカーナビが付属していたが、貸主と借主のどちらにおいても放送法第64条第1項に基づく放送受信契約が締結されていなかった。</p> <p>当該車両の放送受信契約について、リース契約条項の確認のほか、関係団体と必要事項を協議のうえ、適切な事務処理を実施されたい。</p>
措置状況	<p>本件については、リース車両に対するNHK放送受信契約への、借主（徳島市）及び貸主双方の認識不足が原因となったものです。</p> <p>貸主と協議を行い、貸主において受信契約を締結し、令和4年7月～令和7年10月までの受信料の支払いについても対応していただいています。</p> <p>なお、令和7年10月31日にカーナビの受信アンテナを除去し、同日付で解約処理が行われているので、11月以降の受信料負担は不要となっています。</p> <p>今後、新たにカーナビ付きの公用車を導入する際は、使用用途により受信アンテナの必要性を考慮しながら、導入を進めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

財政部 市民税課

指摘事項	<p>4 支出負担行為書において、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島たばこ販売協同組合事業補助金 補助金額：210,000 円 <p>補助金の専決権については、事務決裁規程第 5 条別表第 2 の 3 の(1)歳出予算の執行に基づき、1 件 20 万円を超える 30 万円以下のその他の補助金の決裁権者を「副部長」とすべきところ、「課長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施したい。</p>
措置状況	<p>事務決裁規程によると、補助金に係る歳出予算の執行、即ち、補助金の交付決定については、交付要綱等に「基準が明示されているもので裁量の余地のないもの」を、全額「課長」の専決としており、ここでいう「裁量の余地のない」とは、申請から交付決定までが羈束的に行われることを指すものと解されるところです。</p> <p>本件補助金は、交付要綱において、交付基準を満たす場合に「210,000 円以内」を交付する旨が定められており、文理上は、21 万円を上限として交付額を裁量で決定し得ると解する余地があるものの、実務上は、交付額や交付の可否が裁量で決定されることではなく、要綱で定める基準に従った申請があったときは、定額を交付することとしています。</p> <p>また、要綱で金額に「以内」を付しているのは、補助事業完了後の精算によって補助金の全部又は一部の返還を要することとなった場合、結果として最終交付額に変更が生じることとの整合性を図るためにものであり、交付額の決定に裁量を付与する趣旨のものではありません。</p> <p>以上のとおり、本件補助金に係る交付決定は、羈束的に行われるものであることから、課長決裁が相当との認識であったものですが、ご指摘に従い、対象の決裁文書について、副部長の決裁を受けました。</p> <p>また、本件補助金に係る交付決定は、今後、副部長（税務事務所長）決裁とする旨の税務事務所長通知を発出し、事務担当者に周知しました。</p>

監査結果に基づく措置状況

財政部 納税課

指摘事項	<p>5 公印承認の手続きが行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・徴税事務専用市長印の押印承認 <p>公印を押印する際には、文書取扱規程第26条第2項（現行規程では第24条第2項）に基づき、公印の保管責任者に原議を添えて提出し、公印承認印の押印を受ける必要があるものの、公印承認印を作成しておらず、その押印を受けていなかった。</p> <p>公印承認印を作成し、事務決裁規程に基づいた適正な事務処理を実施されたい。</p>
措置状況	<p>公印使用課及び保管責任者において、文書取扱規程が定める承認手続の重要性及び必要性に係る認識が希薄であったため、従前より未実施の状態が看過されてきたものですが、指摘後直ちに公印承認印を作成するとともに、徴税事務専用市長印を使用する市民税課、資産税課及び納税課の全職員に対し、当該公印を押印する際には、あらかじめ保管責任者の公印承認を受ける必要がある旨について、税務事務所長名で文書を発出して周知を図り、適正に実施しています。</p>